令和元年度　第１回津幡町総合教育会議　議事録

１．日　時　令和２年２月17日（月）　開会13時10分～閉会14時23分

２．場　所　津幡町文化会館１階　リハーサル室

３．出席委員（５人）

町　　長　矢　田　富　郎

教育委員会　教育長　吉　田　克　也

委　員　山　本　祝　男

委　員　鳥　越　千　春

委　員　渡　邉　加寿子

４．欠席委員（１人）

教育委員会　委　員　越　村　　崇

５．出席説明員等

学校教育課長　羽　塚　誠　一

学校教育課指導主事　廣　谷　一　昌

生涯教育課長　宮　崎　　寿

６．事務局職員

総務部長　小　倉　一　郎

総務課長　吉　田　二　郎

教育部長兼教育総務課長　竹　田　　学

教育総務課課長補佐　細　山　美　幸

教育総務課庶務係長　藏　本　あゆみ

教育総務課施設係長　安　多　　剛

７．協議・調整事項

⑴　いじめ・不登校の現状について

⑵　その他

８．協議・調整事項の経過等　以下のとおり

〔開会〕　13時10分

○竹田　学教育部長　越村委員におかれましては欠席と聞いておりまして、皆様お揃いですので、ただいまから津幡町総合教育会議を開会いたします。この会議の議事進行につきましては、事前にお渡ししてある津幡町総合教育会議の運営に関し必要な事項の中で、教育部長が行うとなっておりますので、私の方で議事を進めさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、開会にあたりまして矢田町長からごあいさつをお願いいたします。

○矢田富郎町長　皆さんこんにちは。今日はお忙しいところありがとうございます。教育委員の皆様方には、日ごろから津幡町の教育行政に対しまして、大きなお力添えを頂戴しておりますことを、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

先日、新聞にかほく市の学校全部に図書館司書を置くという話が出ておりました。かほく市に小学校は６つ、昔の町ごとに２つずつ高松小学校と大海小学校、それから七塚小学校と外日角小学校、それから宇ノ気小学校と金津小学校の６つ、中学校は３つあります。私どもの学校には笠野小学校であったり、刈安小学校であったり小さい、極端に小さい学校もあるものですから、毎年のようにＰＴＡの方からご要望をいただいているのですけれども、すぐに全校に配置することはできないかもしれませんが、いつの日にか全校に配置できる日がくるかもしれませんし、場合によっては多いところに２人、３人と配置するようなそんな時代がくることもあるのかなというふうにも思っております。

それから今年はオリンピックの年でございまして、緑が丘の川井姉妹が出られます。何とか金メダルを持って帰って欲しいというふうに思っているのですけれども、委員の皆さん方には場合によっては、千葉県の幕張の方ですけれども行っていただいて、応援をしていただくような機会があれば、そうしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。

本日の会議は、早いものでもう５年目となったということでございます。この会議では、皆様方からの色んなご意見をいただきまして、先ほど司書の話もありましたが、直ぐ分かった、やるかというようなことにはなかなかいかないようなこともたくさんあります。皆様方の色んなご意見に対しましては、しっかりと耳を傾けながら実現に向けまして、努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

本日の協議・調整事項は「いじめ・不登校の現状」という話でございます。資料を先に見せていただきましたが、不登校の子どもがこんなにたくさんいるのかという思いを持ちながら見ていたところでございます。後ほど、事務局なり教育長から色んなお話を聞かせていただけるだろうと思い、出席させていただきました。

今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○竹田　学教育部長　ありがとうございました。それでは続きまして吉田教育長よろしくお願いいたします。

○吉田克也教育長　本日はご多忙のところ総合教育会議にお集りいただきまして、ありがとうございます。

今年度、町の教育委員会では平成26年度に作成した津幡町教育振興基本計画の見直しを行いました。基本計画の作成から５年が経過したわけですけれども、この間、学習指導要領の改正などがあり、道徳の教科化、小学校高学年の英語活動の教科化、さらにはプログラミング教育など、次々と教育改革が実施されております。そこでこの基本計画を時代にマッチしたものにするべく、今後の動向も見通しながら内容の修正を行った次第です。先行き不透明な時代と言われますけれども、そういう時代にあっても子どもたちのたくましく生き抜く力を育成していくことがとても大事だと考えています。基本計画を基に学校・家庭・地域がより連携を強化しながら、教育委員会の取り組みを進めて参りたいと思っています。

本日の会議では、本町児童・生徒の現状につきまして、特にいじめ、不登校という大変重要な課題を議題の中心に据えて、意見交換を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○竹田　学教育部長　ありがとうございました。本日の協議・調整事項につきましては、いじめ・不登校の現状についてです。

今回は、説明員としまして、いじめ・不登校に関しまして羽塚学校教育課長、廣谷指導主事に、それといじめに関連があります青少年問題に関しまして宮崎生涯教育課長に出席していただいております。

それでは、協議・調整事項に入らせていただきます。廣谷指導主事からいじめと不登校に分けて順に説明していただきたいと思います。その間に皆様のご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まずいじめの現状について、説明をお願いいたします。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　お手元の資料のいじめ防止の取り組みについて、１　いじめの実態の⑴、⑵、裏面の⑴までを前半とし、その後、⑵を後半としていじめについて、いじめの話が終わりましたら不登校についてという順番で説明させていただきます。

では、資料の１　小中学校のいじめの実態、⑴　今年度のいじめの認知件数ですが、教育センターで各学校から月例報告ということであげていただいている件数を月ごとに掲載いたしました。

こちらに関しましては、いじめが認知された１か月目、そして経過観察である２か月目、３か月目、３か月経っても解消していないそれ以上のものを含めた合計の数値となっております。12月の段階では新規１か月目のもの、２か月目、３か月目、それ以上のものも含めて144件を認知しております。

⑵　いじめ認知件数　経年変化の方ですけれども、これはいじめの認知１件、１か月、２か月、３か月等ではなくて、最初に認知した段階で１件とカウントしたものとなります。昨年度は小学校で268件、中学校で29件、計297件の認知です。今年度につきましては、９月までの集計ですけれども、小中合わせて表の一番右側にありますように162件の認知となりました。一番下に赤の折れ線グラフで小学校の認知件数の変化を、青の折れ線グラフで中学校の認知件数の変化を示しております。小学校の認知件数が急激に伸びており、委員の皆様方もご心配されるかと思います。この急増には原因があります。

では、裏面、２　津幡町のいじめ防止の対策、⑴　いじめの定義です。こちらは資料１をご覧ください。いじめとは何かという定義につきましては、これまで３回変更がありました。まず、１回目、平成17年度、2005年度までは「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」との定義でした。平成18年度、2006年度からは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」、この平成18年度のいじめの定義が一般的な社会通念上のいじめの認識に合っているものかと思います。３回目の変更は、平成25年度、2013年度に制定、施行されたいじめ防止対策推進法での定義です。こちらは平成23年に滋賀県大津市での生徒の自殺から発展しましたいじめ事案を基に法律が制定され、この法律においてはこのように定義されております。「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心理的苦痛を感じているもの」となります。この定義に基づいて、被害者、いじめの被害を受けた者が、これはいじめだというふうに申告した段階で認知をするとういことになりました。

この法律の定義の変更によって、当然各学校においてもいじめの認知をしていかなければいけなかったのですが、津幡町においても平成26年、27年、先ほどの折れ線グラフの方をご覧ください。なかなか学校での認知の捉えが変化をしませんでした。ようやく昨年度ですが、教育センターから各小中学校に働きかけを強め、正しい認知を行うこととしました。教職員の中にも社会通念上のいじめと、法律で定義されたいじめ、法的ないじめの捉えにギャップがあるのが現状でし

たが、そこで、小さなものも見逃さないということで、法律の定義に基づくいじめの認知を徹底していこう。確かに社会通年上で言えばこれはいじめにあたるのかという声があるのも事実ですけれども、法に則ってしっかり認知をし、小さい初期の段階でしっかり把握をし、事案を解決していこうということで、小学校での数値の急増となりました。小学校の低学年では、ちょっとぶつかられてしまったとか、勘違いによっていじめだというふうに捉えるものもあるのが現状ですけれども、児童のアンケートや保護者からの訴え等を含めた、それらすべてを認知し、各学校に設けられたいじめ問題対策チームで検討をし、事案の解決をするということになります。幸い本町におきましては、重大事態と言われるそういう大きな事案は発生しておりませんが、今後このようなことが起こらないとも限りませんので、今各学校の認知のアンテナを高めることによって、重大事態の発生を防ぎたいと思っております。

以上が２番の⑴　いじめの定義までの説明となります。

○竹田　学教育部長　今までのところの部分に関しまして、何かご質問でも結構ですし、ご意見等がありましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○山本祝男教育委員　確認ですが、今廣谷さんがおっしゃった、30年度急激に増えている。これは小学校ですね。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　そうです。

○山本祝男教育委員　法の趣旨を徹底化したことによる増加等によるということですが、中学生は問題ないわけですか。ほとんど変わっていないので、これはどういうことでしょうか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　急増の原因ですが、昨年度までは小学校の低学年、１、２年生で親に兄弟にしかられたとか、３、４年生でちょっと勘違いでわざとぶつかられたとか、そういったものに関しましては、各学校で認知をしませんでした。これはいじめには当たらないであろうということで、認知をしなかった。訴えはあったのですけれども、認知の前に各学校で数にあげていませんでしたが、昨年度からは訴えがあった段階、アンケートの段階で最終的には勘違いであろうが、しっかりと件数としてあげて欲しいとういう方針にしたところ、小学校の数値が大幅に伸びたということになります。

中学生に関しましては、そのような勘違いの捉えというのは、ほとんどありませんので、アンケートや保護者からの申告そのものを中学校の方では生徒指導部会でしっかりと認知をしてきたということになります。

○山本祝男教育委員　もう一つ、いじめの度合いというか、深さというかそういったもの、今おっしゃったことは分かるのですが、そういったものは何か計るものはあるんでしょうか。認知

に関して、いじめの深さや厚さなどの、そういうものは一律ですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　浅かろうと、深かろうととにかく１件として認知をするということになります。昨年度の297件ですが、認知し、３か月経った段階で解消したものは297分の288です。４か月以上継続というものは合計９件となっております。小学校が４件、中学校が５件、４か月以上の継続で大きいものは26か月以上継続というものあります。

○矢田富郎町長　ということは、小学校の268件は90から３倍に増えているわけですけれども、200件前後くらいはいじめにはあたらないようなものもあったということですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　軽微なものも法的な捉えでしっかりといこうと徹底したので、社会通念上でいじめではないのではないかというものも含まれたということになります。数が急増したことにより、ご心配なさったと思いますが、前年度との状況に大きな変化はありません。この資料を見られて本当に驚かれたと思うのですが。

○矢田富郎町長　他の市町と比べると何で津幡町が３倍に増えているのかと、他のところは同じで推移しているのに津幡町だけがこうなったというのは、新聞に出るかどうかは分からないですが、出たりすると驚かれるでしょうね。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　県の学校指導課や金沢教育事務所に関しましても正しい認知をしているのが津幡町であるという認識です。

　これは趣旨として、市町ごとのものは部外秘の扱いのものですので、これが出ると、逆にまた認知のアンテナが、法に基づいて設定していこうというアンテナが低くなるおそれがありますので、それを県がすることはないと思います。

○吉田克也教育長　社会通念上のいじめで、いじめかどうかを判断していったときに、場合によっては担任レベルでこれはいじめじゃないと判断して管理職まで情報が回らないと、そうなったときに、実はそれはいじめに繋がっていたとなったときに対応が遅れます。とにかく訴えがあったことをいじめと申告することによって、必ず学校の中の管理職を含めた者の中に、どんな軽微なものでも上がってきますので、そうすることによって、網の目から落ちていくようないじめを作らない。その中からより早く組織で対応しなければいけないものを見つけていくという形で、このように法の趣旨に則って、津幡町は昨年度から認知をしているということです。これがようやく徹底されたというのが昨年度です。

○渡邉加寿子教育委員　私も家でこれを見せていただいたときには、やはり変化が気になっておりましたけれども、今日廣谷先生からご説明いただきましてよく分かりました。ここまでしなければ、別の冊子に風通しのよいという文字がございましたが、学校の中で、そして学校から教

育委員会までという連携、報告があまり風通しよくなかったのかなという思いで、皆さんも心を痛めながらもこういうふうな対策をとられたのだなということで、本当に感心、感動をしております。もうこんなことはないとは思うのですが、津幡町の学校の中で、私が勤めておりました頃は、学校間で、小さい学校の方が大きい学校、それは大きい学校が整っていたのだと思うのですが、大きい学校なのに申告数が少なかったりということもございました。この策を取られたことによってどの学校も同じように、報告されているのでしょうか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　昨年度少なかった学校は、私ども学校訪問や町教委訪問で帳簿等を見させていただいて、出ているものが認知されていないという状況も確認いたしました。まだ100パーセントとはいきませんが、かなり目線がそろってきたかなと思います。

○渡邉加寿子教育委員　教育委員会の皆さんとしたら、そこが一番、気になっておいでたのかなと思って、大きな数字で町としては心苦しいところもおありになるかと思いますが、この先風通しのよい学校づくりということで、一人の子どもも心を痛めないようにとの対策をとられたということで、今後の推移をまた見させていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○矢田富郎町長　これ難しいところですね。数を増やしたくて増やしたのではないけれども、各市町によって捉え方が全然違うのは、統計上は問題にならないかもしれませんね。それぞれの町で、例えば津幡町なら90から270に増えたよ、３倍になったよ。来年は180に減りました。その次は200になりましたとかということで、町だけのことを考えるのであれば平成30度の小学校268件が過去最高でしたと言えるようなことになるのだろうと思うのですが、他の市町が全然捉え方が違うようなことをやっていたということになれば、これはデータとして比較できるものと違う話になってくるという気がするんです。他の町でもその程度なら数の中に入れませんよというところもあれば、それはやはり入れなければいけないというところもあるのだろうと思うのですが、こればかりは自分のところのデータとするならばそれでいいのでしょうが、比較ということになると少し違うことになりますね。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　おっしゃるとおりで47都道府県ごとの件数というものは、報道発表等もされていまして、石川県は認知件数でいいますと下から３番目か４番目くらいの認知件数の低さとなっています。一番高いのが宮崎県だったかと思うのですが、やはり法を徹底してということで、石川県もそれに則ってということで金沢教育事務所を中心に各市町に指導が入っている状況になります。

おかげさまで、津幡町が去年ぐっと増えたことで、去年急増した学校のアンテナの張り方、そ

してそれに対する指導が少し深まりまして、今年度は認知件数が半分程度に減っております。今、町長さんがおっしゃられたように、ここで一度アンテナを高くし、網の目を張り巡らすことによって、徐々に人とのかかわり方を子どもたちが覚え、この件数が減っていくことを祈っています。

○吉田克也教育長　我々が一番危惧するのは、重大事態が発生しないかどうかというところなのです。それを発生させないためにもアンテナを高くしておくということが必須条件になってきますので、それをそのまま数字として報告しているわけですけれども、今後おそらく県内の市町も津幡町と同様にアンテナを高くしていくところが必ず増えてくると思います。

○山本祝男教育委員　要は、よりきめ細かく各学校、教育委員会が対応している。

○矢田富郎町長　そういう動きになっているんですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　はい。県は認知件数を今の状態は正しい数字ではないであろうと重々分かっております。ただ、この件数が低い理由としては、働き方改革といわれる中で正直かなり事務の作業は増えます。そこで少し及び腰になっているところはあると思うのですが、やはり法律がある以上、法に則って動いて行き、しっかり体制を作ることが大切かと思います。

　県に関しましても、12月の会議に私も参加しましたが、津幡町の状況をお伝えする場面をいただきまして、その津幡町のものを参考にしながら、各市町においても少し正確な件数をあげて欲しいということで、会が閉じられました。

○竹田　学教育部長　いじめの話が出ていますけれども、次にいじめの関係の後半の説明をいただいて、今一度ということを思っていますので、よろしくお願いいたします。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　それでは、２番の⑵　津幡町いじめ問題に対する体制ということで、資料２をご覧ください。こちらにつきましては羽塚課長より説明いただきますいじめ防止基本方針を改定した資料となっております。

　本町のいじめ問題に対する体制ですけれども、緑色の部分が町教育委員会になります。先ほどのいじめ対策推進法に基づきまして、３つの会を設ける努力義務、設置義務がございます。緑色の部分の１つ目のいじめ問題対策連絡協議会、こちらはいじめ防止基本方針においても教育センターの運営委員会をあてております。これは年に１回開かれまして、今年度のいじめの実態の報告並びに次年度の方針についてお諮りをするものです。２つ目のいじめ問題対策実務者会議、こちらは町の校長研修会をあてております。月１回開催し、校長先生方に対して、教育センター所長より連絡等を行います。こちらの協議会と実務者会議は設置の努力義務ですので必ず設けなければならないということではありませんが、本町では先ほど申しましたようにアンテナをということで、協議会を新たに設置せず教育センター運営委員会をあてております。実務者会議につき

ましては、各校の校長先生方が集まる校長研修会をあてております。３つ目のいじめ問題調査委員会、こちらに関しましては、法律に設置義務、置かなくてはいけないという組織となります。こちらは今年度まで津幡町ではしっかりとした組織となっていませんでしたので、教育部内の検討で来年度よりいじめ問題調査委員会を設置し、こちらの方につきましてもいじめ問題等の報告、さらには重大事態が万が一発生したときには、事案の対応にあたっていくということになります。

青色の部分は、各学校の動きとなります。学校にはいじめ問題対策チームという組織があります。こちらは校長、教頭、そして教務主任、生徒指導主事、合わせて県より派遣されたいじめ対応アドバイザーが加わり、毎月または学校によって２か月に１回行っているいじめアンケート等をここで確認をします。ですので１人担任が抱え込むということがないようにアンケートや保護者から問い合わせのあったことについて、チームで対応するための問題対策チームが各学校にあります。この問題対策チームからあげられた報告を町教委で取りまとめ、必要な場合には指導、助言を行っているということで、来年度からはこちらの緑色の３組織をしっかりと機能化させていきたいと思っております。

⑶　町教育委員会の取り組み、①　いじめ把握と未然防止の周知徹底と意識向上、先ほど言いました実務者会議である校長研修会や町学校教育研究会生徒指導部会、各学校生徒指導部会等において、改正されたいじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義・認知等について指示伝達、周知徹底をし、学校におけるいじめの把握の精度を高めて積極的な認知ができるようにしました。②　児童生徒の状況把握、町教育センターは月例調査を実施しております。各学校の教頭を窓口にして、状況について聞き取りを行い学校の意識向上を図るとともに、個々のケースの事後の経過や継続的な見取り状況について、把握するよう努めております。③　児童生徒に関する情報共有と指導助言、こちらは教育センターに届きました月例報告を学校教育課で共通理解するために、月に１回、町の教育センター会議を行っております。この会議の後半の部分において、いじめ、不登校、虐待、事故等の具体的なケースについて教育長を含めて情報共有と共通理解を図りました。こちらで検討した中で対応が難しいケースにつきましては、教育センター所長や私が各学校に出向いて対応検討会議を実施し、より良い対応のための指導助言を行ってまいりました。

④については、羽塚課長お願いいたします。

○羽塚誠一学校教育課長　私の方から、いじめ問題に関する体制整備について、簡単にご説明いたします。今ほど状況などを説明してきましたけれども、このような現状を踏まえまして、防止策を強化するため、令和２年３月にいじめ防止基本方針の内容の改定を予定しております。

中身といたしましては、先ほどもご説明しましたが、感度を上げるための定義とか、体制の強

化を図るための体制の見直し、そしてネット社会が進んでおりますので、ネットのいじめの部分も加えた、いじめ防止基本方針の改定をこの３月に予定しております。いじめ問題調査委員会については、先ほどご説明したとおり、重大事態が発生したときに直ぐに対応できるため、改めてこの委員会の設置をこの中で加えているものであります。

体制の整備につきましては、以上になります。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　では、⑷番、学校の取り組みにつきましては、①から⑤までということで、ご覧いただきたいと思います。

３番、取り組みが奏功した事例からについても後ほどお読みいただければと思います。

以上です。

○竹田　学教育部長　いじめの後半の部分といいますか、体制等につきまして説明いただきましたけれども、この件につきましてご意見等ございましたらお願いいたします。

○山本祝男教育委員　いくつか確認をさせていただきたいのですけれど、まず、最初に今なぜいじめ対策がこういうふうに、法律は平成25年に施行されていますよね。それを受けてとおっしゃいますが、今この時点でこういった一連の組織あるいは法的な組織を設置する理由というのは何かアクション起こすようなものがあったわけですか。

○竹田　学教育部長　文部科学省の方でいじめに対する指針が出ました。それを受けまして翌年度に石川県がいじめ防止基本方針を出しました。その方針を受けまして市町の方でいじめの関係の……

○山本祝男教育委員　それいつ頃出たのですか。

○竹田　学教育部長　石川県は昨年度です。それを受けて今年度津幡町としても、この後の教育委員会議でもお願いしたいのですけれども、町のいじめ防止基本方針を改定したいということを思っております。

○山本祝男教育委員　県内の他の市町においても同じようなことをやっている。流れとしては、それでよろしいんですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　はい。

○山本祝男教育委員　もう１件ですが、この重大事態という項目があるわけですけれど、この重大事態というのは誰が認定をするのですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　重大事態につきましては、各学校のいじめ問題対策チーム、学校が町教委に報告をし、町教委が、私どもが出向いて、それが重大事態にあたるかということを確認いたします。

○山本祝男教育委員　先ほど教育センター云々というお話がありましたね。教育センターにそういう機能を持たせるわけですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　教育センター運営委員会が先ほどの資料２の図のいじめ問題連絡協議会を兼ねておりますので、教育センターを柱としながら各学校にかかわってまいることになります。

○山本祝男教育委員　そうするとこの重大事態を受けていじめ問題調査委員会というのは、いきなり調査、審議をやるわけですか。事務局が集めたデータ、資料によって、それを基にこの委員会で調査、審議をするわけですか。事前に予備の先ほど言われたいじめ問題連絡協議会の機能を教育センターに持たせるということですよね。そうすると、そこで議論をされて、議論というか、検討をされて、その内容を受けて教育長が調査委員会に諮問をするという形になるのですか。流れとしてそれでいいのですか。そういう格好になるわけですか。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　教育センターで集約したものを、月１回学校教育課と教育長が入るセンター会議がございますので、そこで情報共有してということになります。

○山本祝男教育委員　そこでやって諮問するということですか。

○吉田克也教育長　基本的に廣谷が言いましたように学校の中でこれが重大事態につながるかどうかということは判断をするわけで、当然それは教育委員会に報告があるわけです。それで教育センター会議で関係者が集まって対応を考えるわけですけれども、そこで重大事態であると判断したならば、そのときは来年度発足するいじめ問題調査委員会で専門家の立場でいろんなご意見をいただく、場合によっては学校に出向いての、あるいは学校関係者をお呼びしての調査をしていく可能性はあります。

○山本祝男教育委員　私が少し心配したのは、いじめ問題対策連絡協議会の機能を教育センターに持たせるということに疑問がありますが。

○羽塚誠一学校教育課長　いじめ問題の調査については、教育委員会から分けて第三者で行う予定です。

○山本祝男教育委員　調査機能を持たせるわけではないのですね。

○羽塚誠一学校教育課長　教育センターは、あくまでもいじめ問題対策の実務者です。

○山本祝男教育委員　事務取扱団体として、調査をするということですね。

○竹田　学教育部長　いじめ問題調査委員会は、法では学校の設置者云々となっていましたので、学校の設置者となってくると教育委員会になると思います。教育委員会の方で、いじめ問題調査委員会を開く、開かないというような形での審議になってくると理解しています。そこから

あがってきた答申につきましては、教育委員会議もそうですし、町長に報告するという趣旨が法第28条であったと思っております。その28条の中に重大事態ということで、かなり重い事態が発生したときにこの調査委員会を開いてくださいとなっていると思っています。……よろしければ、次の不登校の現状について、説明いただければと思います。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　こちらは当日配布となって申し訳ございませんが、資料３をご覧ください。こちらに関しましても教育センターの月例報告で、各学校から集約した数値となっております。青色の折れ線グラフに関しましては、不登校、不登校傾向を合わせた総数ということで、その月に７日以上欠席をしたというお子さんをすべて足し算したものとなります。赤色の折れ線グラフに関しましては、その中で、いわゆる完全不登校、１日も登校していないというお子さんの数値を集計したものとなります。月によって、出入りはありますが、ここ２年ほど40名程度ということで、年度初めは心機一転ということで若干数字は下がるのですけれども、年度が進むにしたがって、クラスの中でなかなか人間関係が築けない等という理由で増えてまいります。９月の運動会等が終わったあたり、この行事でひと段落したところで、例年不登校傾向のお子さんが増える時期となります。こちらは、月ごとのものとなりますので、昨年度、30年度トータルではどうかということを申し上げます。

小学校で平成30年度に30日以上学校を欠席した児童は、18名となっています。そのうち２名が完全不登校です。中学校では、30日以上欠席の生徒は41人、完全不登校は６人ということで、町内の児童生徒で30日以上欠席したものが3,300名近くの中の59名、完全不登校は８名となっております。今年度の10月までの上半期調査の結果を申し上げます。小学校の方は10月末までで30日以上欠席した児童は13名、中学校では33名となっております。小学校の13名の内、昨年度から継続して不登校である児童は５名となっています。中学校の方は33名のうち昨年度から継続の生徒が21名となっています。一度不登校、不登校傾向になるとなかなか学校復帰というのが難しい状態ですが、特に中学校においては時差登校ということで、時間差で他の生徒が登下校しない時間に１時間程度登校し、保健室で過ごす、または保健室横の相談室で過ごす、さらに今年度は津幡中に学校生活指導員を配置していただきましたが、その生活指導員と供に過ごすことで、学校とのかかわりが少しでもとれるような形でかかわっております。ただ、中学校の課題としまして、特に津幡中の校区ですけれども１年生の不登校生徒が５名おりますが、この５名とも昨年度までは不登校傾向ではなかった。中学校に入って新たに不登校となったということです。

最後に不登校の理由について、これも各学校からあげてもらった調査の結果をお伝えいたします。５つの理由があります。１つ目、人間関係のこじれ、２つ目、遊び、非行いわゆる反社会的

な事案、３つ目、無気力、４つ目、不安、５つ目、集団生活への不適応という５つの理由がございますが、一番多いものはやはり人間関係となっています。こちらで14件、小学校は１件と少ないのですが、思春期を迎える中学校の方で13件と、人間関係に基づく不登校が増えております。続いて、遊び、非行につきましては、中学生で２件あります。学校に行く意味を見出さず、茶髪等にしたりして、喫煙・飲酒等の事案もあります。無気力、何気ない理由ですけれども、こちらも10件程度ございます。そして、不安ということで、こちらも10件程度ございます。最後に不適応ということで、こちらは５件、残りの数値がいわゆる病気・入院等ということになります。中学校に入っての人間関係、特に女子生徒ですけれども、それまでクラス替え等がなく、いわゆる小さい集団の中で親分肌だった子が、中学校に入り揉まれる中で、集団の中で居場所がなくなってというような事案が本年度も２件程度ございます。

以上で報告を終わります。

○竹田　学教育部長　それでは不登校関係につきまして、ご意見があればよろしくお願いいたします。

○矢田富郎町長　いつも思うのですけれども、よく我々の時代、今から50年も60年も前の話をいたしますと、やんちゃ者はいましたけれども、学校に来なかったというのはあんまりいなかった気がするのですけれども、やっぱり人間が弱くなっているのですかね。

○廣谷一昌学校教育課指導主事　ちょっとしたことで、打たれ弱いなあと思います。今おっしゃったように、何でも失敗しないように手を差しのべてしまうことが、逆に失敗から学んでいって、たくましくなっていく部分があると思うのですが、大人も学校も失敗をさせないようにということで、何でも先手、先手で手厚くしているところが逆効果になっているところもあるかと思います。不登校の傾向は津幡町だけが増えているわけではなくて、これは石川県でも、全国でもこの傾向のお子さんは増えています。文部科学省の方で、学校に行くことだけがすべてではないという、色んな選択肢が準備されています。津幡町にも４名、民間のフリースクールに通っているお子さんがおられますが、フリースクールに通ったということも出席扱いにしてもよいという通知がありますので、そういう傾向が広まってきています。

○山本祝男教育委員　コミュニケーションの取り方が下手というか、上手に扱うこともあるけれども、人と面と向かって話し合うというか、意思の疎通を取り合うということが苦手というか、うまくいかなくなっていることがあるのかなあという気はします。今後も不登校やいじめの問題を、また委員会でいろいろと検討して、必要があれば町長さんにお願いに伺いたいということでございます。よろしいでしょうか。

○矢田富郎町長　まあお互いに人ですから、難しいことはありますね。

○竹田　学教育部長　何か山本委員から締めのお言葉をいただいたみたいな感じになりましたけれども、よろしいでしょうか。……特になければ本日の協議・調整事項については、以上閉じたいと思っております。その他でございますけれども事務局からは特にございません。特にご意見ございませんようでしたら、以上をもちまして、総合教育会議を終了させていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔閉会〕　14時23分